株 主 各 位

京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地 宝ホールディングス株式会社 取締役社長 柿 本 敏 男

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配をたまわり厚くお礼申しあげます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、 ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、<u>平成26年6月26日(木曜日)午後5時30分ま</u>でに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」(3頁)をご高 覧のうえ、所定の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画 面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご登録く ださい。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成26年6月27日(金曜日)午前10時
- 2. 場 所 京都市下京区東堀川通塩小路下ル松明町1番地 リーガロイヤルホテル京都2階「春秋の間」
- 3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第103期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) 事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

> 2. 第103期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に ご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎当日ご出席の場合は、郵送またはインターネットによる事前の議決権行使はいずれも不要です。
- ◎事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://www.takara.co.jp/)に掲載させていただきます。
- ◎当社は、株式会社 I C J が運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコンまたは携帯電話等から当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にアクセスのうえ、同封の議決権行使書用紙の右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際に、パスワードを変更していただく必要がございます。

<携帯電話用>

http://www.it-soukai.com



- (2) 行使期限は、平成26年6月26日 (木曜日) 午後5時30分までです。お早めの 行使をお願いいたします。
- (3) 書面(議決権行使書)とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより、複数回、議決権を行使された場合は、最終のものを有効な行使としてお取扱いいたします。
- (4) パスワード (株主様による変更後のものを含みます。) は、今回の株主総会 のみ有効です。次回の株主総会時には、新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するためのものです。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続ください。
- ・議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、株主様のご利用機器やインターネット環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。

2. お問合せ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部**(以下)までお問合せください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問合せ先 フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問合せ先 フリーダイヤル 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

以上

(ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使 プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

(添付書類)

事 業 報 告

平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀による金融・経済政策により、景気は緩やかな回復基調にあり、企業業績も総じて好調に推移いたしました。一方、新興国経済の減速懸念や、消費税増税後の消費反動減の影響も懸念され、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のなかで、当社グループでは、長期経営ビジョン「TaKaRaグループ・ビジョン2020」の実現へ向け、「国内での安定成長を実現するとともに、海外で大きく成長するための事業基盤を拡大する」ことを基本方針とする「TaKaRaグループ中期経営計画2013」の最終年度を迎え、変化に強いバランスのとれた事業構造を構築することで、さらなるグループ企業価値の向上を目指してまいりました。

事業セグメント別の状況ならびに損益の状況は次のとおりであります。

① セグメント別の状況

(宝酒造グループ)

当社グループの主たる事業である酒類・食品業界は、飲酒人口の減少や消費者の嗜好の多様化に加え、近年の規制緩和に端を発した流通市場の再編などもあり、販売競争はますます激化しております。また、景気回復が個人消費に与える好影響は限定的で、依然として消費者の低価格商品選好は継続しており、原材料費、人件費などのコスト増を製品価格に転嫁しにくい、非常に難しい状況が続いております。さらに、円安の進展は、輸入原材料の価格をさらに押し上げることが予想されます。

このような状況のなか、当社グループでは消費者の皆様へ安全で良質な製品を提供することを第一に考え、豊富な品揃えと、確かな技術力により差異化された高品質商品によるブランドの育成に努めました。

また、常にお客様の視点に立った製品開発に努め、革新的な技術力に裏打ちされた新製品による、新しい飲酒文化の提案を続けております。

当セグメントの製品別売上状況などは次のとおりであります。

[酒類]

焼酎

本格焼酎では、芋100%焼酎「一刻者(いっこもん)」の新製品、赤芋100%の「一刻者」 <赤>が好評を博しましたが、その他の本格焼酎の減少により、本格焼酎全体の売上は減少いたしました。

甲類焼酎では、「純」「JAPAN」などのニュータイプ焼酎の売上が引き続き減少したことに加え、「極上<宝焼酎>」は健闘いたしましたもののその他の飲用甲類焼酎が大幅に減少したため、甲類焼酎全体では売上は大きく減少いたしました。

以上の結果、焼酎全体の売上高は前期比93.4%の65,977百万円となりました。

清洒

国内清酒市場は年々消費量が減少する厳しい状況となっておりますが、宝酒造株式会社では、清酒の復権に向けて常に新しい試みを実践しております。なかでも"松竹梅白壁蔵「澪」スパークリング清酒"は、ほどよい酸味とほんのり甘い味わい、爽やかな泡立ちが楽しめる新感覚の清酒として発売以来好評を博しておりましたが、昨年9月の販売ルート拡大により爆発的に売上を伸ばしました。一方、松竹梅「天」は収納しやすく捨てやすい「エコパウチ」が好調に推移したものの減少いたしました。

この他、業務用専売の松竹梅「豪快」の好調もあり、宝酒造株式会社では 清酒カテゴリー3期連続の増収となりました。

また、海外でもTAKARA SAKE USA INC. (米国) が円安の影響も含め、順調に売上を伸ばしました。

以上の結果、清酒全体の売上高は前期比108.2%の23,513百万円となりました。

ソフトアルコール飲料

ソフトアルコール飲料でも当社独自の技術により、これまでにないジュレ感を実現した新感覚のリキュール「果莉那ーCarinaー」を昨年3月新発売いたしました。

ドライ系チューハイでは、ドライな味わいと飲みごたえが好評な「焼酎ハイボール」が引き続き大きく売上を伸ばし、ソフトアルコール飲料全体を牽引しております。

この他、昨年3月に新発売いたしました、すりおろしたような果汁感が特長の「すりおろし」は順調に売上を伸ばしましたが、元祖辛口缶チューハイの「タカラ c a n チューハイ」や果実を直搾りしたストレート混濁果汁のチ

ューハイ「直搾り」は減少いたしました。

以上の結果、新製品の寄与に加え「焼酎ハイボール」の好調により、ソフトアルコール飲料の売上高は前期比103.9%の26,772百万円となりました。

その他洒類

国内では株式会社ラック・コーポレーションの販売する輸入ワインが好調に推移し、海外でも、AGE INTERNATIONAL, INC. (米国) がバーボンウイスキーの売上を、THE TOMATIN DISTILLERY CO. LTD (英国) がスコッチウイスキーの売上をそれぞれ伸ばしましたので、その他酒類の売上高は前期比113.9%の12,583百万円となりました。

以上の結果、酒類合計の売上高は前期比99.7%の128,846百万円となりました。

[調味料]

宝酒造株式会社では、家庭用、業務用に加え、今後ますます伸長が予想される加工・惣菜メーカーへの積極的対応を図りました。

家庭用では「料理のための清酒」の食塩ゼロ訴求を通じて、加塩料理酒との差異化を図るとともに、タカラ本みりん「醇良」とあわせ、収納しやすく捨てやすい「エコパウチ」の拡大を図りました。また、加工・惣菜メーカー向けでは、こうじ調味料「お肉やわらか上手」などユーザーの視点に立ち、ユーザーの課題に対応するべく商品の開発をいたしました。その結果、料理清酒や食品調味料は好調に推移し、みりんも前年を上回りましたので、調味料の売上は増加いたしました。

海外でも、米国が好調に推移し、中国でも円安の影響により円換算では増加いたしました。

以上の結果、調味料全体の売上高は前期比105.1%の23,532百万円となりました。

[原料用アルコール等]

原料である粗留アルコール価格の高騰が続くなか、難しい価格政策、販売 戦略を強いられましたが、粘り強く価格改定を実施いたしました。しかしな がら、工業用アルコールの減少により、原料用アルコール等の売上高は前期 比99.7%の6,899百万円となりました。

〔物流〕

物流事業では外部売上の増加に加え、積極的に周辺分野への多角化に取り組んだことにより、工事部門の売上が大幅に減少したものの、その売上高は前期比101.8%の12,384百万円となりました。

[その他]

その他では、日本食材卸事業の売上が、昨年9月に新たに連結子会社となったTAZAKI FOODS LTD. (英国)の売上が新たに加わったこと、FOODEX S. A. S. (仏国)の売上が、円安の影響も含め増加したことにより大幅に増加し、その他の売上高は前期比168.8%の10,644百万円となりました。

以上の結果、宝酒造グループ全体の売上高は、主力の焼酎の減少にもかかわらず、清酒の好調や、日本食材卸事業の増加などにより、前期比103.0%の182,306百万円となりました。

(タカラバイオグループ)

タカラバイオグループでは長年培われたバイオテクノロジーを活用し、遺伝子工学研究事業、遺伝子医療事業、医食品バイオ事業の3つの領域に経営資源を集中し、業績の向上に努めました。

遺伝子工学研究事業

バイオテクノロジー関連分野の研究開発活動がますます広がりをみせるなか、こうした研究開発活動を支援する製品・商品やサービスを中心に展開する当事業をコアビジネスと位置づけております。

当事業の品目別売上の状況は、主力製品である研究用試薬は、円安の影響もあり、前期比で増加いたしました。理化学機器は、質量分析装置等の売上が増加し、前期比で増加いたしました。また、研究受託サービス等の売上は、前期比で増加いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は前期比118.5%の20,140百万円と増収となりました。

遺伝子医療事業

当事業では、最近の急速な細胞生物学の進歩によって基礎研究と臨床応用の距離がますます短くなり、再生医療の実用化が急速に進むなかで、細胞医療用培地・バッグの販売や、がん免疫細胞療法を実施する医療機関への技術支援サービス事業等を展開しております。これらに加え、高効率遺伝子導入技術レトロネクチン法、高効率リンパ球増殖技術であるレトロネクチン拡大培養法およびRNA分解酵素等の自社技術を利用した、がんとエイズの遺伝子治療・細胞医療の早期商業化にも注力しております。

当事業の売上高は、細胞医療用培地・バッグの売上が好調に推移し、前期 比122.7%の1,522百万円と大幅な増収となりました。

医食品バイオ事業

当事業では、食から医という「医食同源」のコンセプトに基づき、独自の 先端バイオテクノロジーを駆使して日本人が古来常食してきた食物の科学的 根拠を明確にした機能性食品素材の開発、製造および販売を行っており、ガ ゴメ昆布フコイダン関連製品、ボタンボウフウイソサミジン関連製品、明日 葉カルコン関連製品、寒天アガロオリゴ糖関連製品およびキノコ関連製品等 を中心に事業を展開しております。

当事業の売上高は、健康食品の売上が前期比で増加いたしましたが、キノコ関連製品の売上が前期比で減少いたしましたので、前期比96.4%の2,242百万円と減収となりました。

以上の結果、タカラバイオグループの売上高は前期比116.2%の23,905百万円となりました。

(宝ヘルスケア)

宝へルスケアでは、タカラバイオ株式会社の技術を生かした健康食品における通信販売網の構築を最優先の課題として売上拡大を図り、今後の飛躍的な成長に向けて事業基盤の確立に取り組んでおります。当期は、フコイダンを中心とするヘルスケア事業は増収となりましたが、茶飲料PB供給事業の終了により、売上高は前期比70.9%の1,424百万円となりました。

(その他)

その他のセグメントは印刷事業などの機能会社グループであり、売上高は 前期比102.1%の7,598百万円となりました。

以上の全セグメントの合計売上高215,235百万円からセグメント間売上等 を消去調整した連結売上高は前期比104.3%の209.568百万円となりました。

② 損益の状況

以上のとおり、連結売上高は前期比104.3%の209,568百万円と過去最高となりました。

売上総利益につきましては、宝酒造株式会社で円安等による原材料価格が 高含みに推移したことに加え、比較的原価率の高い日本食材卸事業の売上が 増加したことなどにより、全体の原価率は若干上昇いたしましたが、売上高 の増加により前期比103.6%の80,121百万円と増加いたしました。

販売費及び一般管理費は、厳しい経済状況に対応するため継続して徹底的なコストカットに取り組みましたが、人件費や物流費、研究開発費などが増加いたしましたので、前期比103.5%の70,631百万円となりました。この結果、

営業利益は前期比103.9%の9,490百万円と増益となりました。

営業外損益では、タカラバイオ株式会社で公募増資の実施等による株式交付費が増加いたしましたが、為替差損が為替差益に転じたことや、社債発行費がなくなったことなどにより、経常利益も前期比106.6%の9,909百万円と増益となりました。

特別損益では、タカラバイオ株式の一部売却による関係会社株式売却益などの特別利益が大幅に増加したため、旧白河工場跡地を、震災復興支援として白河市に寄贈したことなどによる固定資産譲渡損などの特別損失がありましたが、税金等調整前当期純利益は前期比201.4%の18,642百万円となり、当期純利益は前期比219.3%の10,280百万円と大幅な増益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資(継続中のものを含む)は、無形固定資産、建設 仮勘定に計上したものを含め総額8,967百万円でありました。

そのうち主要なものは次のとおりです。

宝酒造株式会社

白壁蔵他清酒製造設備増強

タカラバイオ株式会社

草津市土地購入

遺伝子・細胞プロセッシングセンター建設

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、連結子会社であるタカラバイオ株式会社は、設備 投資資金および研究開発資金に充当するため、平成25年8月に公募増資(一般 募集)により6,000,000株の新株式を発行し、10,987百万円を調達いたしました。

なお、当社は機動的な資金調達を目的として、融資枠10,000百万円のコミットメントラインを設定いたしておりますが、当連結会計年度中は借入を行っておりません。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

	区				分	第 100 期 (平成23年3月期)	第 101 期 (平成24年3月期)	第 102 期 (平成25年3月期)	第 103 期 (平成26年3月期)
売		上		高	(百万円)	189, 769	198, 690	200, 989	209, 568
営	業		利	益	(百万円)	8, 335	9, 264	9, 133	9, 490
経	常		利	益	(百万円)	8, 427	9, 617	9, 296	9, 909
当	期	純	利	益	(百万円)	3, 788	3, 995	4, 687	10, 280
1 杉	未当た	り当	期純和	利益	(円)	18. 21	19. 32	23. 01	50.83
総		資		産	(百万円)	192, 448	197, 437	207, 586	238, 577
純		資		産	(百万円)	106, 895	107, 659	114, 318	146, 422
1 柞	朱当た	: りá	純資產	主額	(円)	454. 21	461. 41	493. 14	603. 44

(5) 重要な子会社の状況

	議決権比率	主要な事業の内容
会 社 名	(%)	主要な事業の内容
宝酒造株式会社	100.0	酒類、調味料、原料用アルコールの 製造・販売
株式会社ラック・コーポレーション	(100.0)	ワインの輸入販売
タカラ物流システム株式会社	(100.0)	貨物運送業
タカラ長運株式会社	(100.0)	貨物運送業
TAKARA SAKE USA INC.	(90.0)	酒類、調味料の製造・販売
FOODEX S. A. S.	(80.0)	酒類、食品、調味料等の輸入および 卸売業
THE TOMATIN DISTILLERY CO. LTD	(80.6)	スコッチウイスキーの製造・販売
TAZAKI FOODS LTD.	(100.0)	酒類、食品、調味料等の輸入および 卸売業
タカラバイオ株式会社	60. 9	バイオ製品の製造・販売、研究受託 サービス
Clontech Laboratories, Inc.	(100.0)	バイオ研究用試薬の開発・販売
宝生物工程(大連)有限公司	(100.0)	バイオ研究用試薬の製造・販売
Takara Bio Europe S.A.S.	(100.0)	バイオ研究用試薬の販売
宝ヘルスケア株式会社	100.0	健康食品の製品開発・販売
大平印刷株式会社	100.0	印刷業

⁽注) 議決権比率の() 内は間接所有割合であります。

(6) 対処すべき課題

国内では少子高齢化が進行し、総人口も減少に転じております。また一時の行き過ぎた円高は改善され、企業業績も回復しつつありますが、円安は輸入原材料価格の上昇につながり、消費者物価を押し上げる要因となり内需への影響が懸念されます。一方、景気回復の実感とともに、企業間のばらつきはあるものの賃上げも実施され、個人消費は底堅い動きを見せておりますが、消費税増税の影響もあり、消費マインドが回復したとは言い切れない状況にあります。

一般消費財の製造販売を中核事業とする当社グループにとって、消費人口の減少により、販売競争がさらに激化することが予想されます。また、競合は酒類業界だけでなく全業種間の競争となりますが、その厳しい状況のなかで勝ち残っていくという課題に直面しております。さらに、円安の影響による輸入原材料の高騰や燃料コストの増加が懸念されますが、低価格訴求競争が続く現状では、コストの上昇をそのまま製品価格に転嫁しにくく、企業収益を圧迫する恐れがあります。

一方海外では、先進国での健康志向の高まりによる和食の広がりや、新興国の経済成長による消費の活性化も期待され、日本食市場のさらなる拡大が見込まれます。加えて、「和食」のユネスコ無形文化遺産への登録や2020年オリンピックの東京開催により、「日本」や「和」といったものが注目される傾向もあります。

また、再生・細胞医療分野では政府による開発支援の動きもあり、当社グループにとって成長を見込める機会も数多く存在しています。

当社グループではこのような情勢のなか、2020年度末までの長期経営ビジョン「TaKaRaグループ・ビジョン2020」を策定し、環境変化に強いバランスのとれた事業構造を確立することで持続的成長を目指してまいります。また、その実行計画の第1ステップとしての「TaKaRaグループ中期経営計画2013」を終了し、本年より第2ステップである「TaKaRaグループ中期経営計画2016」をスタートさせます。

「TaKaRaグループ中期経営計画2016」の概要は以下のとおりであります。

基本方針

「TaKaRaグループ・ビジョン2020」の実現に向けて、

国内では収益力の向上、海外では事業の拡大・伸長に取り組むとともに、 バイオ事業の成長加速により、

環境変化に強いバランスのとれた事業構造に変革していく。

定量目標

2017年3月期 TaKaRaグループ連結

- ・売上高2,300億円以上、
- ・営業利益120億円以上、
- ·海外壳上高比率16%以上

事業戦略

宝酒造グループ

技術で差異化された商品の開発・育成により、国内事業の収益力を向上させるとともに、日本食材卸網を積極的に拡大し、海外事業を大きく伸長させる。

タカラバイオグループ

再生・細胞医療分野へ戦略的な投資を行い、バイオ事業の成長を加速させる。

宝ヘルスケア

ダイレクトマーケティングを通じて、健康食品事業の成長を加速させる。

重点戦略

- ・「澪」を中心とした清酒売上高の拡大
- ・欧米をはじめとする世界での日本食材卸網構築
- ・バイオ医薬品の開発支援サービス(CDMO事業)拡大
- ・遺伝子治療・細胞医療における臨床開発の推進

財務方針

健全な財務体質を維持しながら、資本効率を意識し、

利益成長のための重点戦略への積極的な投資と、適切な株主還元を実施する。

当社は持株会社として、これらの課題の解決に向け、グループ経営基盤の強化、風土・人財の育成、社会・環境行動の推進などを通じて、上記事業方針に沿ったグループ経営を実践し、当社グループの企業価値向上のため邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、お 願い申しあげます。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント (平成26年3月31日現在)

当社は、グループ会社の株式を保有することにより事業活動を支配および管 理する持株会社であります。

当社グループが営む事業セグメント別の主要製品等は次のとおりであります。

事業セグメントの名称	主 要 製 品 等
宝酒造グループ	焼酎、清酒、ソフトアルコール飲料、ワイン、 ウイスキー、中国酒、本みりん、食品調味料、 原料用アルコール、貨物運送、日本食材卸
タカラバイオグループ	研究用試薬、理化学機器、研究受託サービス、 遺伝子導入関連製品、がん免疫細胞療法技術支 援サービス、キノコ
宝ヘルスケア	健康食品
そ の 他	ラベル、ポスター、カタログ、段ボールケース、 販促用品、WEBコンテンツ

(8) 企業集団の主要な拠点等 (平成26年3月31日現在)

当社

京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地

(宝酒造グループ)

宝酒造株式会社 本社事務所 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地

東京事務所 東京都中央区日本橋2丁目15番10号

支社

北海道支社(北海道)、東北支社(宮城県)、 首都圈支社(東京都)、関信越支社(群馬県)、

東海支社(愛知県)、京滋北陸支社(京都府)、

西日本支社(大阪府)、九州支社(福岡県)

工場

松戸工場(千葉県)、楠工場(三重県)、 伏見工場(京都府)、白壁蔵(兵庫県)、 島原工場(長崎県)、黒壁蔵(宮崎県)

株式会社ラック・コーポレーション (東京都)

タカラ物流システム株式会社(京都府)

タカラ長運株式会社(長崎県)

TAKARA SAKE USA INC. (米国)

FOODEX S.A.S. (仏国)

THE TOMATIN DISTILLERY CO. LTD (英国)

TAZAKI FOODS LTD. (英国)

(タカラバイオグループ)

タカラバイオ株式会社 本社・研究所 滋賀県大津市瀬田3丁目4番1号

事業所 草津事業所(滋賀県)

ドラゴンジェノミクスセンター(注)(三重県)

楠工場 (三重県)

Clontech Laboratories, Inc. (米国)

宝生物工程(大連)有限公司(中国)

Takara Bio Europe S. A. S. (仏国)

(注) 平成26年4月1日付で、ドラゴンジェノミクスセンターを解消し、四日市事業所を設置いたしました。

(宝ヘルスケア)

宝ヘルスケア株式会社(京都府)

(その他)

大平印刷株式会社(京都府)

(9)企業集団の使用人の状況(平成26年3月31日現在)

事業セグメントの名称	使 用 人 数	前 期 末 比			
宝酒造グループ	2,276名	145名増			
タカラバイオグループ	1,194名	30名増			
宝ヘルスケア	12名	2名減			
そ の 他	138名	2名減			
当 社	11名	5名減			
合 計	3,631名	166名増			

(10) 主要な借入先の状況 (平成26年3月31日現在)

信	借入				5	t	借	入	額		
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行		1, 925	百万円
農	材	7	中		央	金	È	庫		1, 340	百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(平成26年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 870,000,000株

(2)発行済株式の総数 217,699,743株(自己株式16,466,424株を含む。)

(3) 株主数

24,034名

(4) 大株主

株主名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15, 484	7. 69
株式会社みずほ銀行	9, 738	4. 84
農林中央金庫	9, 500	4.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9, 396	4. 67
明治安田生命保険相互会社	5, 370	2. 67
株式会社京都銀行	5,000	2. 48
国分株式会社	3, 489	1.73
BNPパリバ証券株式会社	3, 202	1. 59
宝グループ社員持株会	3, 085	1. 53
日本アルコール販売株式会社	3,000	1. 49

- (注) 1. 持株数の千株未満は切り捨てております。
 - 2. 当社は自己株式を16,466千株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。また、大株主の持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成26年5月8日開催の取締役会における決議に基づき、平成26年7月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更する予定であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等(平成26年3月31日現在)

	地(位.		氏	名		担当および重要な兼職の状況
代表	長取締	役会長	大	宮		久	宝酒造株式会社代表取締役会長、
							タカラバイオ株式会社取締役会長
代表	取締役	副会長	大	宮		正	宝酒造株式会社代表取締役副会長
代表	長取締?	役社長	柿	本	敏	男	宝酒造株式会社代表取締役社長
取	締	役	松	崎	修-	一郎	事業管理、財務・IR、経理担当、
							宝酒造株式会社専務取締役
取	締	役	岡	根	孝	男	総務、人事、環境広報担当、
							宝酒造株式会社取締役
取	締	役	中	尾	大	輔	宝酒造株式会社代表取締役副社長
取	締	役	仲	尾	功	_	タカラバイオ株式会社代表取締役社長、
							宝生物工程(大連)有限公司董事長
取	締	役	伊	藤	和	慶	宝酒造株式会社取締役兼常務執行役員、
							THE TOMATIN DISTILLERY CO.LTD取締役会長、
							FOODEX S. A. S. 代表取締役
取	締	役	植	田	武	彦	宝酒造株式会社取締役
常	勤監	査 役	釜	田	富	雄	宝酒造株式会社監査役、
							タカラバイオ株式会社監査役
常	勤監	査 役	山	中	俊	人	宝酒造株式会社監査役
監	查	役	上	田	伸	次	宝酒造株式会社常勤監査役、
							タカラバイオ株式会社監査役
監	査	役	三	枝	智	之	宝酒造株式会社常勤監査役
監	查	役	北	井	久	美子	TMI総合法律事務所顧問弁護士、
							宝酒造株式会社監査役

(注) 1. 「重要な兼職の状況」について

当社子会社の役職に関しては、当社の重要な子会社(1. (5)「重要な子会社の 状況」に記載)における重要な職務を記載の対象としております。

- 2. 取締役 植田武彦氏は、社外取締役であります。
- 3. 常勤監査役 山中俊人ならびに監査役 三枝智之および北井久美子の3氏は、社外監査 役であります。
- 4. 取締役 植田武彦および監査役 北井久美子の両氏については、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。
- 5. 常勤監査役 釜田富雄氏は、長年にわたり当社ならびに当社の子会社および関連会社に おいて経理業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するもの であります。
- 6. 当事業年度中の取締役および監査役の異動
- (1) 平成25年6月27日開催の第102回定時株主総会において、伊藤和慶氏は取締役に、また、山中俊人、上田伸次および三枝智之の3氏は監査役に新たに選任され、それぞれ

就任しました。

- (2) 平成25年6月27日付で、取締役 矢野雅晴および監査役 半田邦博の両氏は、それぞれ任期満了により退任しました。
- (3) 平成25年6月27日付で、監査役 友村秀夫および香川孝三の両氏は、それぞれ辞任しました。
- (4) 平成25年6月27日開催の監査役会において、監査役 山中俊人氏は常勤監査役に新た に選定され、就任しました。

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度にかかる報酬等の総額

取締役 10名 154百万円(うち社外取締役1名 3百万円)

監査役 8名 38百万円(うち社外監査役5名 19百万円)

合計 18名 192百万円 (うち社外役員 6名 22百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 平成14年2月15日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額15百万円以内(ただし、この額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、平成5年6月29日開催の第82回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を月額6百万円以内と決議いただいております。
 - 3. 当事業年度末現在の取締役は9名(うち社外取締役1名)、監査役は5名(うち社外監査役3名)であります。上記の取締役および監査役の人数と相違しておりますのは、上記には、平成25年6月27日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役3名(うち社外監査役2名)が含まれているためであります。

② 報酬等の額の決定に関する方針の内容とその決定方法

取締役および監査役の報酬については、株主総会で決議いただいたそれ ぞれの報酬総額の限度額の範囲内において、取締役会にて承認された「役 員報酬内規」に基づき決定いたしております。

取締役の報酬額は、役職位に応じた役付部分と役位ごとの基準金額をも とに各取締役の前年度の業績評価の点数に応じて決定される業績連動部分 からなります。なお、業績連動部分の取締役個々の業績評価は、取締役会 の授権を受けた取締役が行います。

監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。

「役員報酬内規」の改定は、取締役に関する部分は取締役会の決議、監 査役に関する部分は監査役の協議を経るものとされております。

③ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役および社外監査役が役員を兼任する子会社から受けた役員報酬等の総額は19百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者または社外役員の兼職の状況

地 位	氏 名	兼職先および兼職の状況
社外取締役	植田武彦	宝酒造株式会社 社外取締役
社外監査役	山中俊人	宝酒造株式会社 社外監査役
社外監査役	三枝智之	宝酒造株式会社 社外監査役
社外監査役	北 井 久美子	TMI総合法律事務所 顧問弁護士
		宝酒造株式会社 社外監査役

- (注) 1. 宝酒造株式会社は当社の子会社であります。
 - 2. 当社は社外監査役 北井久美子氏が顧問弁護士を務めるTMI総合法律事務所の他の弁護士に対して企業法務に関する法律相談等をすることがありますが、同法律事務所との間で顧問契約は締結しておらず、かつ、当該相談等の頻度も少なく、同法律事務所と当社との間の取引の規模は軽微であります。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	植田武彦	当事業年度中に開催の取締役会13回のす
		べてに出席し、必要に応じ、取締役会の意
		思決定の適正性を確保するための質問そ
		の他の発言を行っております。
社外監査役	山中俊人	監査役就任後に開催の取締役会8回およ
		び監査役会9回のすべてに出席し、必要に
		応じ、取締役会および監査役会の意思決定
		の適正性を確保するための質問その他の
		発言を行っております。
社外監査役	三枝智之	監査役就任後に開催の取締役会8回およ
		び監査役会9回のすべてに出席し、必要に
		応じ、取締役会および監査役会の意思決定
		の適正性を確保するための質問その他の
		発言を行っております。
社外監査役	北 井 久美子	当事業年度中に開催の取締役会13回およ
		び監査役会13回のすべてに出席し、必要に
		応じ、取締役会および監査役会の意思決定
		の適正性を確保するための質問その他の
		発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

社外取締役 植田武彦ならびに社外監査役 山中俊人、三枝智之および 北井久美子の4氏は、当社との間で、会社法第425条第1項各号の額の合計 額を責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	47百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭	105百万円
その他の財産上の利益の合計額	105日万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査および金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社の重要な子会社のうち、THE TOMATIN DISTILLERY CO. LTD 等は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として国際財務報告基準に関する指導・助言等を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当したと認めたときその他会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、またはその他の事情により必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する ための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の企業理念と誠実で公正な企業活動のために

TaKaRaグループでは、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念を掲げ、常に誠実で公正な企業活動を行うことを経営のよりどころとしている。

そこで、誠実で公正な企業活動の確保を目指すため、グループ全体のコンプライアンス活動を統括する組織として、当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置した。同委員会では、以下の基本的な考え方に立った「TaKaRaグループコンプライアンス行動指針」を制定し、グループ内の役員・社員のひとりひとりは、この指針に基づき、日常の業務活動を行っている。

- ① 国内外の法令を遵守するとともに、社会倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任を持って行動する。
- ② 自然環境への負荷の軽減に取り組み、生命の尊厳を大切にした生命科学の発展に貢献する。
- ③ この行動指針に反してまで利益を追求することをせず、公正な競争を 通じた利益追求をすることで、広く社会にとって有用な存在として持続 的な事業活動を行う。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「TaKaRaグループコンプライアンス行動指針」により、TaKaRaグループの役員・社員のひとりひとりが遵守すべき「法・社会倫理」に関わる行動指針を明示し、集合研修や職場での日常的指導などを通じてグループ内の役員・社員を教育している。反社会的勢力に対しては、当該行動指針を遵守することにより毅然として対応し、一切の関係を持たないこととしている。なお、役員・社員がグループ内の業務上の法令違反および不正行為を発見した場合において、通常の業務遂行上の手段・方法によっては問題の解決・防止が困難または不可能であるときの通報窓口として「ヘルプライン」を社内および社外第三者機関に設けている。通報等の行為を理由とする通報者の不利益取扱は禁止し、この旨をグループ全体に周知している。

また、「内部監査規程」に基づく内部監査を実施し、当該内部監査の結果をふまえて必要な対策を講じることにより、職務執行の適正の確保に努めている。なお、内部監査担当部門は、被監査部門等に対して十分な牽制機能を確保するための独立した組織としている。

TaKaRaグループでは、財務報告の信頼性を確保するための全社的な体制を整備し、評価・改善を行い、これらの体制整備の充実を継続的に行う。

また、当社と子会社との関係に関しては「グループ会社管理規程」を制定し、各子会社の独自性・自立性を維持しつつ、事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件については事前協議を行い、または事後すみやかな報告を受けている。

(3) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

「情報管理規程」を制定して、取締役および使用人の職務の執行状況を事後的に適切に確認するとともに情報の取扱に起因するリスクを防止・軽減するための基本体制を整備している。また、個別具体的な情報の保管年限・管理体制(情報セキュリティ体制を含む)等に関しては、順次個別に規程・取扱要領等を整備していく。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「コンプライアンス委員会」がTaKaRaグループの「危機管理」全体を統括し、同委員会の監督のもと、各担当部門において「法・社会倫理」「商品の安全と品質」「安全衛生」その他TaKaRaグループを取り巻くリスクを防止・軽減する活動に取り組んでいる。また、緊急事態発生時には、コンプライアンス委員会においてあらかじめ定める「TaKaRaグループ緊急時対応マニュアル」に基づき、必要に応じて緊急対策本部を設置した上で、当該事態に対処している。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

TaKaRaグループ全体の諸問題を審議する「グルーブ戦略会議」を原則として2ヶ月に1回開催するとともに、宝酒造株式会社の取締役会決議事項の事前協議や業績・活動状況の報告を行う「マザー協議連絡会議」ならびにタカラバイオ株式会社の取締役会決議事項および業績・活動状況の報告を行う「バイオ連絡会議」をそれぞれ原則として毎月1回開催している。

また、社内の指揮命令系統および業務分掌を明確にするため、「役員職務 規程」ならびに「組織および職務権限規程」を制定し、取締役および使用人 による適切かつ迅速な意思決定・執行が行える体制を整備している。 さらに、取締役会または各取締役の監督・指導のもと、各担当部門において、または必要に応じて部門横断的なプロジェクトチームを組織して、効率経営の確保に向けた業務の合理化・迅速化・電子化等に継続的に取り組む。

内部監査は、効率性の観点にも立って実施し、当該内部監査の結果をふまえて必要な対策を講じることにより、職務執行の効率性の確保に努めている。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該 使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の設置を監査役が必要としたときは、当該使用人が置かれる指揮命令系統・当該使用人の地位・処遇等について取締役からの独立性を確保する体制を整えた上で、補助使用人を置くものとする。

(7) 取締役および使用人による監査役への報告に関する体制その他監査役の監査 が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するために、取締役会の他、グループ戦略会議・協議連絡会議等の重要な会議に出席し、稟議書その他の業務執行上の重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求めている。

また、有効かつ効率的な監査を実施するべく、内部監査担当部門は、監査 役と緊密な連携を保持している。

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見 したときは、法令に従い、監査役に報告しなければならない。

7. 会社の支配に関する基本方針

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」)の内容

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して、株主の皆様が、当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。

また、当社は、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに企業価値、ひいては、株主の皆様の共同の利益(以下、単に「株主 共同の利益」といいます。)が害されるということはなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

一方で、当社及び当社グループ(以下、総称して「当社グループ」といいます。)は、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念の下、日本伝統の酒造りの発酵技術と最先端のバイオ技術の革新を通じて、食生活や生活文化、ライフサイエンスにおける新たな可能性を探求し、新たな価値を創造し続けることによって、社会への貢献を果たしてまいりました。

また、グループとしての企業価値の向上を一層追求するため、平成14年には、酒類・食品事 業(現:酒類・調味料事業)を主たる事業領域とする宝酒造グループと、バイオ事業を主たる 事業領域とするタカラバイオグループを傘下に置く持株会社体制に移行しました。その後、平 成18年には、宝酒造グループの機能性食品事業とタカラバイオグループの健康志向食品事業と のシナジーを最大化するため、グループ内の事業を再編し、健康食品事業を推進する宝ヘルス ケア株式会社を設立しました。このように、当社は持株会社として、それぞれの事業会社グル ープの独自性と自立性を確保しながら、グループ全体の経営を調整、統括することにより、最 大限の事業成果を追求してまいりました。このような取り組みを通じて、当社グループは、酒 類・調味料事業を安定的な収益基盤とし、バイオ事業と健康食品事業という有望な将来性のあ る成長事業を有する独自の強固な事業ポートフォリオを築いてきましたが、この事業ポートフ ォリオをベースに、国内はもとより海外においても事業を伸ばし、さらに環境変化に強いバラ ンスのとれた事業構造を確立するため、平成23年には、10年間の長期経営ビジョン「TaKaRaグ ループ・ビジョン2020 | を策定しました。「TaKaRaグループ・ビジョン2020 | では、「国内外 の強みを活かせる市場で事業を伸ばし、環境変化に強いバランスのとれた事業構造を確立す る」ことを経営目標に、技術に裏付けられた安心・安全な商品やサービスを世界中にお届けす るとともに、医療の進歩に貢献し、世界の人々の暮らしを豊かなものにしていくことを通じて、 当社グループの企業価値の向上を目指しております。

以上のような状況において、当社は、当社グループの経営にあたっては、事業会社グループの主たる事業である酒類・調味料事業とバイオ事業、健康食品事業という異なるビジネスモデルを持つ各事業に関する高度な専門知識と豊富な経験が必要であり、また、当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であると考えて

おります。これらの諸要素こそが、当社グループの企業価値の源泉となっているため、当社の 財務及び事業の方針の決定を支配する者は、将来にわたる株主共同の利益の確保、向上を追求 する前提において、このような関係性を十分理解する必要があると考えております。

また、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者(いわゆるグリーンメイラー)等の濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に設定し(あるいは明確にしないで)、買付けを行うことにより、当社株主の皆様に事実上売却を強要しようとする者(いわゆる二段階強圧的買収)等、株主共同の利益を害することが明らかな者が含まれている場合もありますが、そのような者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者となることが適当でないことは、明白であると考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について以上のように考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくない者が現れた場合に対する一定の備えを設ける必要があると考えております。

I 基本方針の実現に資する取組みおよび基本方針に照らして不適切な者によって 当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月28日開催の当社第96回定時株主総会における株主の皆様のご承認により導入し、その後、平成22年6月29日開催の当社第99回定時株主総会において株主の皆様に一部変更および継続のご承認をいただいた「当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針(買収防衛策)」の有効期間の満了に際し、平成25年5月9日開催の取締役会において、その一部変更および継続を決議し、同日公表いたしました。以下は、当該買収防衛策中における、基本方針の実現に資する取組みおよび基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みにかかる全文であり、平成25年5月9日現在の記述であります。

- (注) 1. 当社グループでは、平成26年4月に「TaKaRaグループ中期経営計画2016」をスタートしております。その概要につきましては、1. (6) 「対処すべき課題」をご参照ください。
 - 2. 文中の当社第102回定時株主総会の承認を前提とする事項に関しましては、平成25年 6月27日開催の同総会において既に承認されております。

1. 当社の株主共同の利益の確保・向上に関する取り組み

当社グループは、基本方針を実現するために、「酒類・調味料事業で安定的な収益をあげ、健康食品事業を将来の成長事業に育成し、バイオ事業(特に遺伝子医療事業)で大きく飛躍する」という方向性に基づいて事業を推進し、企業価値の持続的な向上に取り組んでおります。なお、各事業の主な戦略は以下のとおりです。

●酒類・調味料事業(宝酒造グループ):

持続的に安定した利益を創出し、当社グループの確固たるキャッシュフローを下支えする 事業として、国内における収益力の強化に努める。同時に、海外において積極的に事業拡大 を図る。

●バイオ事業 (タカラバイオグループ):

タカラバイオグループの収益基盤である遺伝子工学研究事業のさらなる事業拡大を進める とともに、医食品バイオ事業を第2の収益事業へと育成する。同時に、これらの事業から得た 収益を遺伝子医療事業に投入し、遺伝子治療の商業化に向けた臨床開発プロジェクトを積極 的に推進することで将来キャッシュフローの最大化を目指す。

●健康食品事業(宝ヘルスケア株式会社):

タカラバイオの研究に裏付けられた健康食品および健康食品素材について、通信販売やB to B市場における売上拡大を図り、将来の成長事業として確立できるよう、事業基盤の構築を進める。

また、当社グループは、企業としての社会的責任を果たし、当社グループを取り巻く様々なステークホルダーから信頼されることによって、持続的な企業価値の向上が可能になると考えています。このような認識の下、当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と捉え、以下の体制を敷いております。

具体的には、平成25年5月9日現在、当社は、9名の取締役(うち1名は会社法第2条第15号に定める社外取締役)で構成される取締役会のほか、監査役制度を採用しております。5名の監査役のうち3名は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社の監査役は、取締役会等の重要会議への出席や重要書類の調査を通じて、取締役の意思決定状況や職務執行の適法性を監査しています。また、経営環境への迅速な対応、取締役の経営責任の明確化のために、取締役の任期は1年としております。なお、平成25年5月9日現在、社外取締役1名及び社外監査役2名の計3名を独立役員として指定しております。

以上のとおり、当社グループは、将来にわたり株主共同の利益を最大化するために、基本方針 に則った取り組みに基づき、日々の事業活動を行っております。

2. 本プラン導入・継続の目的

当社は、前記 I のとおり、株主共同の利益を確保し、又は向上させるために基本方針を設けているところ、基本方針に照らして相応しくない者によって、財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、もって、株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針(以下「本プラン」といいます。)を策定することが望ましいと考えております(本プランの概要図は、別紙1をご参照願います。)。

また、株主の皆様が、当社取締役会の事前の賛同を得ずに一定程度の経営支配権の異動が生じ得るような買付行為が行われる場合において、当該買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断を行う際には、必要十分な情報の提供を受け、かつ、一定の検討期間が確保された熟慮の上で意思決定を行うことが可能となる体制を確保することが、株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものと考えております。

さらには、特定の株主グループの買付行為に対して対抗措置(詳細は、後記3.(4)をご参照願います。)の発動を行う場合には、当社取締役会による恣意的な判断を可及的に排除するため、大規模買付者(後記3.(1)において定義します。)が大規模買付ルール(後記3.(1)において定義します。)を遵守しなかった場合を除き、対抗措置発動の是非を株主の皆様にご判断いただくこととし、当社株主総会を開催し、新株予約権無償割当てに関する事項の決定に係る議案をお諮りすることとします。このように、対抗措置の発動にあたって株主の皆様の意思を反映することは、株主共同の利益の確保、又は向上に資するものと考えております。

このような考えに基づき、当社は、平成19年5月15日開催の当社取締役会において、本プランの 内容を決議し、同年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいた だき、本プランを導入しました。

その後、平成22年6月29日開催の当社第99回定時株主総会において、本プランの継続をご承認いただいて以降、平成25年5月9日現在までの間に、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用可能性があるような、当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識してはおりませんが、将来において、そのような者が現れる可能性は依然として否定できません。

そこで、株主共同の利益を害する買付行為から株主共同の利益を保護し、当社株主の皆様が、 経営支配権の異動が生じ得る場面において、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、あ る買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断すること及び当該買付行為に対して対抗措 置を発動することの是非を判断することができるよう、本プランを継続します。

3. 本プランの内容

(1) 本プラン適用の要件

本プランは、特定株主グループ (注1) の議決権割合 (注2) を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等 (注3) の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような当社株券等の買付行為 (以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為については、大規模買付行為に該当しないこととします。) に対して、適用されるものとします。

本プランが適用される場合、大規模買付行為を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)は、本プランに定められた以下の大規模買付行為に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を遵守しなければならないものとします。

(注1)「特定株主グループ」とは、①当社の株券等(金融商品取引法(昭和23年4月13日法律25号。その後の改正を含む。以下同じとします。)第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、又は②当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同

法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた 者をいいます。) を意味し、以下同じとします。

- (注2) 「議決権割合」とは、①特定株主グループが、前記(注1)の①の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)をいい、②特定株主グループが、前記(注1)の②の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいい、以下同じとします。
- (注3)「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

(2) 大規模買付ルールの内容

ア 大規模買付ルールの設定

当社が、大規模買付者に対して、遵守を要請するものとして設定する大規模買付ルールは、以下のとおりです。

- ① 大規模買付者は、当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分 な情報を提出すること
- ② (a) すべての大規模買付者は、検討期間開始日(後記イにおいて定義します。以下、 同じとします。) から30営業日を上限とする当社取締役会による買付提案(後記 イにおいて定義します。以下、同じとします。) の評価検討が終了するまでは、 大規模買付行為を開始してはならないこと
 - (b) 検討期間開始日から30営業日を上限とする当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性があり、対抗措置の発動を株主の皆様にご判断いただく必要があると判断し、その旨を決議し、公表した場合(以下、公表を行った日を「検討期間終了日」といいます。)、当該買付提案を行った大規模買付者については、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定に係る議案を付議するために検討期間終了日から60営業日以内に開催される当社株主総会(以下「株主意思確認株主総会」といいます。なお、事務手続上の理由から、検討期間終了日から60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催できない場合は、遅滞なく準備を進め、事務手続上可能かつ合理的な最も早い営業日において開催するものとします。)が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと

イ 大規模買付ルール①について

本プランが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立 準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為(以下「買付 提案」といいます。)の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した当社所定の 意向表明書(以下「意向表明書」といいます。)を当社取締役会に提出しなければならな いものとします。 当社取締役会は、当社株主の皆様の判断のために必要と認められる場合には、大規模買付者から意向表明書を受領した旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した日の翌日から5営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者及びそのグループ並びに買付提案等に関する情報(以下「必要情報」といいます。)を、以下の(a) 乃至(j) に規定する大項目からなるリスト(以下「必要情報リスト」といいます。)として交付します。

なお、必要情報リストに基づいて、当社取締役会が大規模買付者に対して提出を求める 情報は、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要な情報に 限定されるものとします。

大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて(外国語によって作成された書面を提出する場合には、全文について日本語訳を添付しなければならないものとし、かつ、日本語の書面をもって正本とみなします。)、当社取締役会に提出しなければならないものとします。なお、ここで提出を受けた必要情報については、後記(3)ア(イ)のとおり、株主意思確認株主総会が開催される場合の招集通知に記載することとしますが、その際、招集通知に記載することができる文字数の上限は、原則として5,000字とします。

- (a) 大規模買付者及びそのグループに関する事項
- (b) 買付提案の目的
- (c) 大規模買付者及びそのグループのそれぞれの当社株券等の所有状況及び取引状況
- (d) 買付提案の買付条件(買付期間、買付価格及び買付予定数等)及び買付方法
- (e) 当社株券等の取得に関する許可等(ある場合のみ)
- (f) 当社株券等の買付価格の算定根拠
- (g) 買付資金の調達方法
- (h) 当社株券等を買付けた後の当社グループの経営方針及び事業計画等
- (i) 当社株券等を買付けた後の当社グループの従業員の処遇、取引先、顧客、地域社会 等の当社の利害関係者との関係
- (i) コーポレート・ガバナンスへの取り組み及び考え方

大規模買付者から情報が提出された場合、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家(以下「外部専門家」といいます。)の意見、助言等も参考にして、大規模買付者から提出された情報が当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要情報として十分であるか否かについての検討を行い、必要情報として十分ではないと判断した場合には、大規模買付者に対して、改めて必要な情報を提出するよう求めるものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要情報として十分な情報が提出された日を検討期間(後記ウにおいて定義します。以下、同じとします。)の開始日(以下「検討期間開始日」といいます。)として、買付提案についての検討を開始します。なお、検討期間開始日は、必要情報リストに基づいて大規模買付者から最初の情報提供があった日(以下「初回情報提供日」といいます。)から最大

30営業日以内とし、必要情報として十分な情報が揃わない場合であっても初回情報提供日から30営業日が経過したときは、直ちに検討期間を開始するものとします。また、初回情報提供日から30営業日が経過する前であっても、必要情報として十分な情報が提出された場合には、直ちに検討期間を開始するものとします。

当社取締役会は、検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様の判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様にその旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。当社取締役会は、提出を受けた必要情報のうち、株主の皆様の意思決定に資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表するものとします。

なお、大規模買付者から提出された必要情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合 には、後記(3)イに定める大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様 の措置をとることができるものとします。

ウ 大規模買付ルール②について

大規模買付者は、当社取締役会が、買付提案の評価検討を行う期間である検討期間開始日から最大30営業日以内の間(以下「検討期間」といいます。)は大規模買付行為を開始してはならないこととします(大規模買付ルール②(a))。なお、検討期間の延長は行わないものとしますが、後記工のとおり、買付提案に変更があった場合には、変更買付提案(後記工において定義します。以下、同じとします。)に係る必要情報として十分な情報の提出があった日をもって、変更買付提案に係る検討期間開始日として、新たな検討期間を設けるものとします。かかる場合には、変更前の買付提案に係る検討期間開始日から30営業日を超えて検討を行うことがあります。

当社取締役会は、検討期間の間、大規模買付者から受領した必要情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、買付提案が、当社の株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するか否かを検討し、買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無を決議するものとします。この際、当社取締役会は、外部専門家からの意見、助言等も参考にすることとします。

当社取締役会は、当該決議が終了した場合には、決議の結果を、適宜、当社取締役会が 適当であると判断する方法により速やかに公表するものとします(後記エに従って新たな 検討期間が設定される場合を除き、検討期間開始日から最大30営業日以内に公表します。)。 大規模買付者は、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性がなく、対抗措置の発 動を株主意思確認株主総会に付議する必要がないと判断し、その旨の決議を行った場合に は、決議の結果が公表された日の翌日以降、大規模買付行為を開始することができます。

これに対し、当社取締役会が、買付提案が、当社の株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものではないとして、対抗措置を発動する必要性・相当性があると判断し、その旨の決議が行われた場合には、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かの判断を株主の皆様に行っていただくために、株主意思確認株主総会を開催するものとします。株主意思確認株主総会を開催する場合には、当社取締役会の決議に基づいて一定の基準日を設定して議決権を行使することができる株主の皆様を確定することとします。なお、株主意思確認株主総会は、検討期間終了後60営業日以内に開催されるものとしますが、

事務手続上の理由から60営業日以内に開催できない場合は、遅滞なく準備を進め、事務手続上可能かつ合理的な最も早い営業日において開催するものとします。大規模買付者は、当社取締役会が、株主意思確認株主総会を開催することとした場合、当該株主意思確認株主総会が終了するまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします(大規模買付ルール②(b))。

エ 買付提案が変更された場合

大規模買付者は、買付提案の変更を行う場合(以下、かかる変更後の買付提案を「変更 買付提案」といいます。)、変更買付提案に係る必要情報を当社取締役会に提出しなけれ ばならないものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様の判断のために必要と認められる場合には、変更買付 提案を受領した旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

当社取締役会は、外部専門家の意見、助言等も参考にして、大規模買付者から提出された変更買付提案に係る情報が必要情報として十分であるか否かを検討し、変更買付提案に係る情報が、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分ではないと判断した場合には、大規模買付者に対して、改めて変更買付提案に係る必要な情報の提出を求めるものとします。

この場合、変更前の買付提案に係る検討期間が開始されているか否かにかかわらず、変 更買付提案に係る必要情報として十分な情報の提出があった日をもって、変更買付提案に 係る検討期間開始日として、前記ウに記載する検討期間を設けるものとします。

なお、変更買付提案に係る検討期間開始日は、大規模買付者から変更買付提案に係る最初の情報提供があった日から最大30営業日以内とします。

当社取締役会は、変更買付提案に係る検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様の判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様にその旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

変更買付提案に係る検討期間は、検討期間開始日から最大30営業日以内とし、当社取締役会は、変更買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無の判断に関する決議が終了した場合には、当該決議の結果を、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により速やかに公表するものとします。

もっとも、検討期間開始日以降に買付提案が変更された場合であって、当社取締役会が、 外部専門家の意見、助言等も参考にして、変更買付提案と変更前の買付提案とを比較して、 変更前の買付提案から重要な変更がないと判断した場合には、変更買付提案に係る検討期間として新たな検討期間を設けず、従前の検討期間開始日を起算点とした検討期間が引き 続き存続するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された変更買付提案に係る必要情報のうち、株主の皆様の意思決定に資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表することとします。

(3) 大規模買付者への対応

ア 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、検討期間を設け、 買付提案(以下、変更買付提案があった場合には、当該変更買付提案を含むものとしま す。)の内容等について評価検討を行うこととします。

(ア) 当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断した場合

当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断し、その旨の決議を行った場合には、前記(2)ウのとおり、決議の結果を公表するにとどめ、当社取締役会としては、特段の措置はとりません。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が公表した決議の結果及び必要情報等に基づいて、当該買付提案に応じるか否かの意思決定を行っていただくことになります。

(イ) 当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合

当社取締役会は、前記1. (1) 記載の基本方針に照らして、大規模買付者による買付提案の内容が株主共同の利益を害するおそれがあり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくないことが明白である場合には、大規模買付者に対する対抗措置発動の必要性・相当性があると判断し、その旨の決議を行います。この場合には、前記(2) ウのとおり、当社は、検討期間終了後原則として60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催するものとし、当社取締役会としては、株主意思確認株主総会の招集手続を進めるとともに、株主の皆様への情報提供、代替案の提示及び株主の皆様に対する説得行為等を行います。ただし、大規模買付者が買付条件を変更したことにより、対抗措置発動の必要性・相当性がないと当社取締役会が判断した場合には例外的に株主意思確認株主総会の開催を中止することがあります。

株主意思確認株主総会においては、定款第12条に基づいて、大規模買付者への対抗 措置としての新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案を付議します。株主の 皆様により、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案に賛成する旨の決議が なされた場合、当社取締役会は、直ちに対抗措置を発動することができるものとしま す。

これに対し、株主意思確認株主総会において、株主の皆様により、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案に反対する旨の決議がなされた場合、当社取締役会としては、大規模買付ルールに基づく対抗措置の発動は行わないものとし、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うにとどめます。

なお、株主意思確認株主総会の招集に当たっては、原則として、招集通知に大規模 買付者から提出を受けた日本語による情報を、原文のまま記載することとしますが、 当社取締役会が特に認めた場合を除き、記載する文字数の上限は5,000字程度とし、大 規模買付者から受領した情報の文字数がこれを上回る場合には、当社取締役会におい て、適宜、要約の上、記載することができるものとします。なお、招集通知の発送、 印刷・封入作業等の事務手続上のスケジュールに鑑み、招集通知に記載する大規模買 付者からの情報は、株主意思確認株主総会の開催日の8週間前までに当社に到達した情 報に限られるものとします。それ以降に大規模買付者から提出された情報については、 随時、当社ホームページに掲載するほか、当社取締役会が適当と認める方法により、 適宜、公表します。ただし、当社ホームページに掲載する情報は、株主意思確認株主 総会の開催日の3営業日前の17時までに当社に到達した情報までとします。

イ 大規模買付者がルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が、必要情報を提出することなく、大規模買付行為を開始した場合又は大 規模買付者が検討期間経過前、若しくは、株主意思確認株主総会が開催されることとなっ た場合に、当該株主意思確認株主総会における決議が終了する前に大規模買付行為を開始 した場合等、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、大規模買付ルー ルに明白に違反していることが明らかとなった時点で、直ちに、新株予約権の無償割当て を行うことにより、対抗措置を発動することができるものとします。

(4) 対抗措置の内容

当社取締役会は、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うものとします。なお、 対抗措置として行われる新株予約権の無償割当て時に、株主の皆様に割り当てられる新株予 約権の概要は、後記(5)「新株予約権の概要」のとおりとします。

(5) 新株予約権の概要

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様に割り当てられる 新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の概要は、別紙2に規定するとおりです。 なお、別紙2に規定する概要は、本新株予約権の割当てが行われる際の状況により、変更され ることがあるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

- (1) 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様に与える影響 本プランは、導入時点において新株予約権の無償割当てを行うものではありませんので、 導入時点では株主及び投資家の皆様の権利関係に影響はございません。
- (2) 株主意思確認株主総会を開催する場合において株主及び投資家の皆様に与える影響前記3. (3)ア(イ)のとおり、当社取締役会は、買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合には、株主意思確認株主総会を開催し、株主の皆様に対抗措置発動の是非をお諮りします。株主意思確認株主総会を開催する場合には、当該株主総会で議決権を行使できる株主の皆様を確定するために一定の日を基準日として公告しますので、基準日の最終の株主名簿に株主として記録される必要がある点にご留意下さい。
- (3) 対抗措置の発動時において株主及び投資家の皆様に与える影響

対抗措置の発動として、本新株予約権の無償割当てがなされる場合には、割当基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられることになります。割当てを受けた株主の皆様が、所定の行使期間内に、権利行使のために必要な手続を行わなかった場合、他の株主様による本新株予約権の行使により議決権比率及び経済的価値が低下することになります(ただし、当社普通株式を取得対価とした取得条項に基づく取得の結果として当社普通株式が交付される場合、議決権比率の低下は生じないことになります。)。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置の発動に係る手続の過程において、当社取締役会の判断に基づいて、適宜、株主の皆様に必要な情報を公表しますが、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、対抗措置を発動する必要がなくなった場合には、本新株予約権の無償割当てに関する決議後、本新株予約権の無償割当ての効力発生日より前までの間に、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、本新株予約権の行使期間開始日前日までの間に、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値が希薄化することを前提として当社株式の売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害が生じる可能性がありますので、十分ご注意下さい。

(4) 対抗措置の発動時において株主の皆様に必要となる手続

対抗措置の発動として、無償割当てによる本新株予約権の割当てがなされる場合、株主の 皆様による申込みの手続は不要です。当社取締役会が定めた割当基準日における最終の株主 名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新 株予約権者となります。

このように、新株予約権無償割当てにおいては、当社取締役会が別途定める割当基準日における株主の皆様に本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、割当基準日における株主名簿に株主として記録されている必要があります。

(5) 当社による本新株予約権の取得に伴って必要となる手続

当社が、法定の手続に従って、当社取締役会が定める一定の日において、本新株予約権を取得する際には、株主の皆様に、ご自身が大規模買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がございます。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。また、会社法及び金融商品取引法等の各種法令、その他金融商品取引所が定める規則に合致しております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上を目的として導入するものであること

本プランは、当社グループの株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として 導入するものであり、株主の皆様が、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、買付 提案に応じるか否か、あるいは、対抗措置の発動に賛成するか否かをご判断できる仕組となっています。

(3) 株主の皆様の意思を反映するものであること

本プランは、平成19年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、株主の皆様により、新株予約権の無償割当ての決定機関に関する定款変更案及び新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されたことをもって導入されており、その導入に株主の皆様の意思が反映されています。また、平成22年6月29日開催の当社第99回定時株主総会において株主の皆様から新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案のご承認をいただき継続しております。さらに、今回の継続につきましても、平成25年6月27日開催予定の当社第102回定時株主総会において株主の皆様から新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案をご承認いただくことを条件としており、その継続にも株主の皆様の意思が反映される仕組となっております。また、実際に大規模買付者が登場した際に、大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合には、株主意思確認株主総会において、その是非を株主の皆様にご判断いただくこととしており、株主の皆様の意思が十分に反映できる内容となっています。

(4) デットハンド型やスロー・ハンド型ではないこと

後記6. (2)のとおり、本プランは、取締役会の構成員の過半数が交代した場合には、廃止することができるものであり、いわゆるデットハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっており、いわゆるスロー・ハンド型(取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策)の買収防衛策ではありません。

6. その他

(1) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成28年に開催される当社定時株主総会の終結の時までとします。 その後も本プランを継続する場合には、平成28年に開催される当社定時株主総会において、 改めて、株主の皆様に、本プランの継続の可否について判断していただくこととします。

(2) 本プランの改廃

本プランは、大規模買付者が当社の議決権の過半数を保有することとなったなどの事情により、当社取締役の過半数が交代した場合には、当社取締役会の決議に基づいて廃止することができるものとします。また、本プランは、当社株主総会の決議に基づいて廃止することができるものとします。

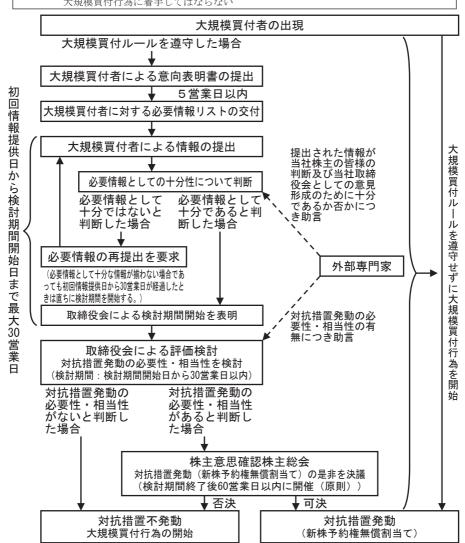
なお、法令の新設又は改廃により、本プランの内容、本プランに定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、当社取締役会の決議に基づいて、適切な内容に改めることができるものとします。

以上

別紙1 本プランの概要図

<大規模買付ルール>

- ① 当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分な情報の提出
- ② (a) すべての大規模買付者は、検討期間開始日から30営業日を上限とする当社取締役会による評価検討が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならない
 - (b) 株主意思確認株主総会が開催される場合には、株主意思確認株主総会が終了するまで、 大規模買付行為に着手してはならない



別紙2 新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当ての対象となる株主等

当社取締役会又は当社株主総会が、別途定める一定の日(以下「割当基準日」といいます。) における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で本新株 予約権を割り当てます。

2. 本新株予約権の総数

割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する自己株式を除いた数を上限とします。

3. 本新株予約権の割当てが効力を生じる日

本新株予約権の割当てが効力を生じる日については、当社取締役会又は当社株主総会にて別途 定めるものとします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数は1株とします。ただし、当社が株式の分割(株式の無償割当てを含みます。)又は併合等を行う場合には、当社取締役会又は当社株主総会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、本新株予約権の行使により交付される 当社普通株式1株当たりの払込金額を1円以上で当社取締役会又は当社株主総会が定める額とし、 これに本新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とします。

6. 本新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ並びに大規模買付者及びその特定株主グループから当 社取締役会の承認を得ずに本新株予約権を取得又は承継した者(以下「大規模買付者等」とい います。) は、本新株予約権を行使できないものとします。

7. 本新株予約権の譲渡による取得

本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の承認を要するものとします。

8. 本新株予約権の行使期間

当社取締役会又は当社株主総会において定めるものとします。

9. 本新株予約権の取得の条件

当社取締役会又は当社株主総会で定めるものとしますが、当社取締役会又は当社株主総会が別 途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の 条項(取得条項)を付する場合があるものとします。

また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として本新株予約権を取得することができる旨の条項(取得条項)を付する場合があるものとします。当該取得条項については、大規模買付者等からは本新株予約権を取得しないとの条件を付する場合があるものとします。

10. 本新株予約権に係る新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、発行しないものとします。

11. その他

その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会又は当社株主 総会が定めるものとします。

以上

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位:百万円)

		資		産		0)	部				負		債	T)		部	. 🗆 // 1/
	禾	¥			E .		金	額		Ŧ	斗		目		3	金	額
流		動	;	資		産		150, 551	流		動		負	債			48, 663
	現	金	及で	バ	預	金		41,015		支:	払手用	彡及	び買	掛金			14, 416
	受日	取手用	形及	び	売 掛	金		45, 392		短	期	借	入	金			5, 914
	電	子	記	录	債	権		6, 508		未	払		酒	税			8, 376
	有	価	î	証		券		21,534		未	払		費	用			4, 480
	商	品	及 7	K	製	品		26, 729		未	払う	去 .	人 税	等			5,621
	仕		掛			品		908		賞	与	引	当	金			2,081
	原	材料	及て	ド貝	宁蔵	品		3, 351		販	売 促	進	引 🖹	当 金			1, 795
	繰	延	税	金	資	産		2, 498		そ		0)		他			5, 975
	そ		0)			他		2, 755	固		定		負	債			43, 491
	貸	倒	引		当	金		$\triangle 143$		社				債			25, 000
固		定	1	資		産		88, 025		長	期	借	入	金			310
丰	ī Ŧ	形 固	定	-	資	産		47, 976		繰	延利	兑 :	金 負	債			4,075
	建	物及	び	構	築	物		14, 138		退!	職給作	ナに	係る	負債			6, 943
	機材	戒装置	置及	び	運 搬	具		10, 309		長	期	預	り	金			5, 591
	土					地		17, 418		そ		0)		他			1,569
	IJ	_	ス	1	資	産		724	負		債		合	計			92, 154
	建	設	仮	i	勘	定		2,812			純	3	資	産	0	部	
	そ		0)			他		2, 572	株		主		資	本			111, 230
										資		本		金			13, 226
無	形	固	定		資	産		11,662		資	本	剰	余	金			3, 196
	0)		れ			ん		7, 539		利	益	剰	余	金			104, 739
	そ		0)			他		4, 123		自	己		株	式			△9, 931
									その	の他	也の包	括利	益累	計額			10, 200
投	資	その	他	0)	資	産		28, 386		その)他有個	証券	評価差	- 額金			5, 941
	投	資	有(西	証	券		23, 532		繰	延 へ	ッ	ジ 打	員益			279
	退耳	職 給 作	寸に	係	る資	産		440		為	替 換	算調	周整	勘定			2,894
	繰	延	税	金	資	産		1,786		退職	機給付に	係る	調整界	計額			1,085
	そ		0)			他		2,850	少	娄	女 株	È	持	分			24, 991
	貸	倒	引		当	金		$\triangle 223$	純		資	産	合	計			146, 422
資		産		合		計		238, 577	負	債	純	資	産 合	計			238, 577

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金	額
売 上 高		209, 568
売 上 原 価		129, 447
売 上 総 利 益		80, 121
販売費及び一般管理費		70, 631
営 業 利 益		9, 490
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	197	
受 取 配 当 金	364	
持分法による投資利益	125	
補 助 金 収 入	164	
そ の 他	269	1, 122
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	464	
そ の 他	238	703
経 常 利 益		9, 909
特 別 利 益		
関係会社株式売却益	9, 261	
そ の 他	304	9, 565
特 別 損 失		
固定資産譲渡損	317	
固定資産除売却損	197	
投資有価証券売却損	130	
減 損 損 失	92	
そ の 他	94	832
税金等調整前当期純利益		18, 642
法人税、住民税及び事業税	7, 140	
法 人 税 等 調 整 額	495	7, 635
少数株主損益調整前当期純利益		11, 006
少数株主利益		726
当期純利益		10, 280

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株	主 資	本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13, 226	3, 195	90, 437	△8, 355	98, 503
当期変動額					
剰余金の配当			△1,825		△1,825
当期純利益			10, 280		10, 280
自己株式の取得				△1,576	△1,576
自己株式の処分		0		1	1
持分変動差額			5, 847		5, 847
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	0	14, 302	△1,575	12, 727
当期末残高	13, 226	3, 196	104, 739	△9, 931	111, 230

	そ	の他の	包 括 利	益累計	額		
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	4, 599	16	△3, 079	-	1, 537	14, 277	114, 318
当期変動額							
剰余金の配当							△1,825
当期純利益							10, 280
自己株式の取得							△1,576
自己株式の処分							1
持分変動差額							5, 847
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1, 341	262	5, 974	1, 085	8, 663	10, 713	19, 377
当期変動額合計	1, 341	262	5, 974	1,085	8, 663	10, 713	32, 104
当期末残高	5, 941	279	2, 894	1,085	10, 200	24, 991	146, 422

⁽百万円未満は切り捨てて表示しております。)

連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況
 - 連結子会社の数 43社
 - ・主要な連結子会社の名称

宝酒造株式会社、株式会社ラック・コーポレ ーション、タカラ物流システム株式会社、タ カラ長運株式会社、TAKARA SAKE USA INC.、 FOODEX S.A.S. THE TOMATIN DISTILLERY CO. LTD、TAZAKI FOODS LTD.、タカラバイオ株 式会社、Clontech Laboratories、Inc.、宝生 物工程(大連)有限公司、Takara Bio Europe S. A. S. 、宝ヘルスケア株式会社、大平印刷株 式会社

- ② 非連結子会社の状況
 - ・ 非連結子会社の名称

YUTAKA FOODS LTD. (英国)

・連結の範囲から除いた理由 同社は休眠会社であり、重要性が無いため、 連結の範囲から除いております。

- (2) 持分法の適用に関する事項
- ① 持分法を適用した関連会社の状況
 - ・持分法を適用した関連会 2社 社の数
 - 主要な会社等の名称

MUTUAL TRADING CO., INC. (米国)

- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
 - ・ 主要な会社等の名称

(非連結子会社) YUTAKA FOODS LTD.

持分法を適用しない理由

上記の非連結子会社は休眠会社であり、重要 性が無いため、また、関連会社1社に対する 投資については、同社の当期純捐益及び利益 剰余金等のうち持分に見合う額の合計額の連 結純損益及び連結利益剰余金等に与える影響 がいずれも軽微であるため、それぞれ持分法 を適用せず原価法で評価しております。

③ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社(MUTUAL TRADING CO., INC.) については、同社の事業年度に係る計算書類を使用して おります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社の決算日は12月31日であり、連結決算日と 異なっております。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日との差異 が3か月以内であるため、それぞれの決算日に係る計算書類を使用し、連結 決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行ってお ります。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

・満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理)。売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(口) 棚卸資産

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価 切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

主として定率法によっております。

(リース資産を除く)

す。 建物及び構築物

建物及び構築物 3~50年 機械装置及び運搬具 4~15年

なお、主な耐用年数は以下のとおりでありま

(口)無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、米国連結子会社はのれんを除きFASB会計基準コーディフィケーショントピック350「無形資産ーのれん及びその他」を適用しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナ ンス・リース取引に係 るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般 債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収可能 性を検討し、回収不能見込額を計上しており ます。

(口) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てる ため、支給見込額に基づき計上しておりま す。

(ハ) 販売促進引当金

製品の販売奨励のため支出する費用に充てる ため、連結子会社である宝酒造株式会社で把 握した小売店等の仕入数量に過去の実績単価 を乗じて算出した額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(イ) 重要な外貨建の資産又 は負債の本邦通貨への 換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は営業外損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(ロ) 重要なヘッジ会計の方 法 原則として、繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替変動リスクのヘッジについて 振当処理の要件を満たしている場合には振当 処理を採用しております。

(ハ) 退職給付に係る会計処 理の方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から処理することとしております。

(二) のれんの償却方法及び 償却期間 のれんの償却については、20年以内の一定の 年数により均等償却を行っております。

(ホ)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。 以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適 用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給 付適用指針」という。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付 会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除 く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債 として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務 費用を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める 経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う 影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減してお ります。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が440百万円、 退職給付に係る負債が6,943百万円計上されるとともに、その他の包括利益累 計額が1,085百万円増加し、少数株主持分が3百万円増加しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物357百万円機械装置及び運搬具1百万円土地250百万円

計 609百万円

上記の資産は、長期借入金(1年内返済分含む)161百万円の担保に供しております。

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額

106,858百万円

(3) 保証債務

他の会社等の金融機関からの借入債務に対し保証を行っております。 川内酒造協同組合 6百万円

(組合員6社による連帯保証)

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の総数に関する事項

普通株式 217,699,743株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

平成25年6月27日開催の第102回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 1,825百万円・配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当金額9円00銭

・基準日・効力発生日・効力発生日平成25年3月31日平成25年6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結 会計年度となるもの

平成26年6月27日開催予定の第103回定時株主総会において次のとおり付 議いたします。

・配当金の総額 2,213百万円

配当の原資利益剰余金

・1株当たり配当金額 11円00銭

(うち普通配当9円00銭、特別配当2円00銭)

・基準日 平成26年3月31日

・効力発生日 平成26年6月30日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、安全性の高い金融資産に限定して余資を運用することとしており、調達は、主として銀行等金融機関からの借入及び社債(短期社債含む)の発行によっております。

受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、各 社の与信管理規程などに従って取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、 回収懸念の早期把握や、貸倒れリスクの軽減を図っております。

有価証券は国内譲渡性預金や満期保有目的の債券が主なものでありますが、 短期かつ格付の高いものに限定しております。また、投資有価証券は主とし て株式であり、時価のある株式については四半期ごとに時価の把握を行い、 時価のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行ってお ります。

借入金及び社債は、主に営業取引や設備投資に係る資金調達であり、その うち長期借入金の返済日は決算日後、最長で8年であり、社債の償還日は決 算日後、最長で8年後であります。 デリバティブ取引は内部の規程に則って行われ、主として外貨建取引の為替変動リスクをヘッジする目的で、為替予約取引、通貨オプション取引を実施しております。またデリバティブ取引は、ヘッジ対象となる資産・負債及び取引の有するリスクを軽減する目的でのみ行われ、その契約額等にも制限を設けております。なおデリバティブ取引の相手先は格付の高い金融機関に限定しているため、信用リスクは僅少であると考えております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)を参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	41, 015	41,015	_
(2) 受取手形及び売掛金(*2)	45, 268	45, 268	_
(3) 電子記録債権(*3)	6, 491	6, 491	_
(4) 有価証券	21, 534	21, 528	(5)
(5) 投資有価証券	18, 303	18, 303	_
(6) 支払手形及び買掛金	(14, 416)	(14, 416)	_
(7) 短期借入金	(5, 914)	(5, 917)	(2)
(8) 未払酒税	(8, 376)	(8, 376)	_
(9) 未払法人税等	(5, 621)	(5, 621)	-
(10) 社債	(25, 000)	(25, 850)	(850)
(11) 長期借入金	(310)	(310)	0
(12) デリバティブ取引 (*4)	451	451	-

- (*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (*2) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金124百万円を控除しております。
- (*3) 電子記録債権に対応する貸倒引当金17百万円を控除しております。
- (*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。
 - (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関 する事項
 - (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいこと から、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券

債券、信託受益権および譲渡性預金であります。債券は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。信託受益権および譲渡性預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

主に株式であり、株式は取引所の価格によっております。

(6) 支払手形及び買掛金、(8) 未払酒税、(9) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいこと から、当該帳簿価額によっております。

(7) 短期借入金

短期借入金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、1年内返済予定の長期借入金の時価については、元利金の合計額を残存期間に応じた新規借入を行った場合に適用される、合理的に見積もった利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) 社債

これらの時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を残存期間に応じた新規借入を行った場合に適用される、合理的に見積もった利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(12) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式及び償還期限の定めがない債券(連結貸借対照表計上額5,228百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。また、長期預り金として計上している取引保証金は、営業取引の継続中は原則として返済を予定していないため、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、「(2)金融商品の時価等に関する事項」へは記載しておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益 603円44銭 50円83銭

7. その他の注記

連結株主資本等変動計算書における持分変動差額は、当社の連結子会社であるタカラバイオ株式会社が公募による新株発行を実施したことによるものであります。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位:百万円)

資	産	の	部	負 債 の	部
科	目		金 額	科目	金 額
流動	資	産	20, 560	流 動 負 債	10, 865
現 金	及び預	金	5, 741	短 期 借 入 金	4, 985
売	掛	金	103	1年内返済予定の長期借入金	100
有 佰	証 証	券	7, 500	未 払 金	83
前 拉	4 費	用	12	未払消費税等	15
繰 延	税金資	産	270	未 払 費 用	140
短期	貸付	金	6, 990	未払法人税等	3, 315
そ	0	他	52	前 受 金 預 り 金	33
貸倒	引 当	金	△110	預 り 金 賞 与 引 当 金	2, 154 36
į į d	31 =	717-	△110	その他	0
固定	 資	産	101, 088	固定負債	28, 727
有形圖		産産	1,802	社債	25, 000
建		物	59	操延税金負債	3, 011
構	築	物		退職給付引当金	111
			14	長期預り金	370
車両	運搬	具	14	そ の 他	233
l	景具及び 備		203	負 債 合 計	39, 593
土		地	1, 509	純 資 産	の部
建設	仮 勘	定	0	株 主 資 本	76, 289
				資 本 金	13, 226
無形固	定 資	産	7	資 本 剰 余 金	3, 159
施設	利 用	権	5	資本準備金	3, 158
そ	0)	他	1	その他資本剰余金	0
1				利益剰余金	69, 836
投資その	り他の資	産	99, 278	利益準備金	3, 305
投資	有 価 証	券	17, 011	その他利益剰余金配 当 準 備 金	66, 530 400
関係	会 社 株	式	79, 908	田定資産圧縮積立金 固定資産圧縮積立金	127
長期	貸付	金	1,872	別途積立金	48, 230
長期	前 払 費	用	1	繰越利益剰余金	17, 773
7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		他	584	自 己 株 式	△9, 931
貸倒	引当	金	∆99	評価・換算差額等	5, 765
貝別	'ગ ∃	ZIŽ.	△99	その他有価証券評価差額金	5, 765
				純 資 産 合 計	82, 055
資 産	合	計	121, 649	負 債 純 資 産 合 計	121, 649

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)

(単位:百万円)

科			金	(単位・日ガロ/ 額
	収	益	-16-2	HA.
				0.001
営業 収				3, 631
		用		
不動産賃貸			76	
販売費及び一般	管 理 費		1, 038	1, 114
営 業	利	益		2, 516
営 業 外	収	益		
受取利息及び	配 当 金		390	
その	他		19	410
営 業 外	費	用		
支払利	息		355	
貸倒引当金	繰 入 額		110	
その	他		37	502
経常	利	益		2, 424
特 別	————— 利	益		
関係会社株式			10, 320	
その	他		90	10, 410
	損	失		,
	売 却 損	/ \	130	
減損損損			49	
				100
₹ 0	他	1/2	2	182
税引前当期		益		12, 652
法人税、住民税及			3, 633	
法人税等調	整額		365	3, 998
当 期 純	利	益		8, 654

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)

(単位:百万円)

				株	主		資	本			
		資	本剰余	金		ž	利 益	剰	余 金	:	
			その他	資本				利益			
	資本金	資本 準備金	資本剰余金	剰余金合計	利益準備金	配当準備金	固定資産 圧縮積立金	固定資産 圧縮特別 勘定積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	剰余金合計
当期首残高	13, 226	3, 158	0	3, 158	3, 305	400	44	82	48, 230	10, 944	63, 007
当期変動額											
剰余金の配当										△1,825	△1,825
固定資産圧縮積立金の 積立							82			△82	-
固定資産圧縮特別勘定 積立金の取崩								△82		82	-
当期純利益										8, 654	8, 654
自己株式の取得											
自己株式の処分			0	0							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	0	0	-	-	82	△82	-	6, 828	6, 828
当期末残高	13, 226	3, 158	0	3, 159	3, 305	400	127	-	48, 230	17, 773	69, 836

	株 :	主資 本	評価・換算差額等	1	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	純資産合計	
当期首残高	△8, 355	71, 036	4, 381	75, 417	
当期変動額					
剰余金の配当		△1,825		△1,825	
固定資産圧縮積立金の 積立		-		-	
固定資産圧縮特別勘定 積立金の取崩		-		-	
当期純利益		8, 654		8, 654	
自己株式の取得	△1,576	△1,576		△1,576	
自己株式の処分	1	1		1	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			1, 384	1, 384	
当期変動額合計	△1,575	5, 253	1, 384	6, 638	
当期末残高	△9, 931	76, 289	5, 765	82, 055	

⁽百万円未満は切り捨てて表示しております。)

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、

売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資 主として定率法によっております。

産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりでありま

す。

建物 8~18年

②無形固定資産(リース資 定額法によっております。 産を除く)

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債

権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性を検

討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末 における退職給付債務及び年金資産の見込額に

基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額 を当事業年度末までの期間に帰属させる方法に ついては、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年)による定額法により処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発 生時における従業員の平均残存勤務期間以内の 一定の年数(10年)による定額法により、それぞ れ発生の翌事業年度から処理することとしてお ります。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未 認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法 は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の 方法と異なっております。

本邦通貨への換算基準

②外貨建の資産及び負債の 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場 により円貨に換算し、換算差額は営業外損益と して処理しております。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式 によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額

860百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 7,143百万円 長期金銭債権 1,872百万円 短期金钱債務 2,163百万円 長期金銭債務 282百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 営業取引による取引高

売上高 3,201百万円 仕入高 104百万円 営業取引以外の取引による取引高 90百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普诵株式 16,466,424株

当事業年度において株主環元を目的として、取締役会決議により1,500千 株、1,471百万円の取得を行っております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、株式評価損の否認および未払事業税によるものであり、繰延税金資産から控除した評価性引当額は485百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金によるものであります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社 (単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注)	科目	期末残高 (注)
子会社	宝酒造株式会社	所有 直接100%	役員の兼任	商標使用料 の受取	1, 501	売掛金	103

(注)取引金額には、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

商標使用料の受取額については、宝酒造株式会社の売上高に1%を乗じて計算しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額407円76銭1株当たり当期純利益42円79銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

<u>平成26年5月7日</u>

宝ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 髙橋一浩 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 黒澤謙太郎 ⑪

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、宝ホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これに は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に 表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが 含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宝ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

宝ホールディングス株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 髙橋一浩 即

公認会計士 黒澤謙太郎 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、宝ホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することに ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びそ の附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統 制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施 状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人から その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また子会社に赴き業務および財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書 について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違 反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および 取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指 摘すべき事項は認められません。
 - 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当 であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成26年5月8日

宝ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監查役 釜 田 富 雄印 常勤監查役(社外監查役) 山中 俊 人印 監杳役 F. \blacksquare 伸 次印 監查役(社外監查役) \equiv 枝 智 之即 監査役(社外監査役) 北 井 久美子 印

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への積極的な利益還元を経営上の重要課題と位置づけ、業績、財務状況、今後の事業展開などを総合的に勘案して利益還元を実施していくこととしております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当社の子会社であるタカラバイオ株式会社の株式の一部売却を行い、特別利益(関係会社株式売却益)を計上したことに伴い、次のとおり1株につき、普通配当9円に特別配当2円を加えた11円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金11円(うち普通配当9円、特別配当2円) 総額金2,213,566,509円
- (3)剰余金の配当が効力を生じる日平成26年6月30日

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 大宮 久、大宮 正、柿本敏男、松崎修一郎、岡根孝男、中尾大輔、仲尾功一、伊藤和慶および植田武彦の9氏全員が任期満了となります。

つきましては、取締役9名を選任願いたいと存じます。 取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 号	氏 名 生 年 月 日	略 歴 ●当社における ・重要な兼職の	5担当	所有する 当社株式 の 数	当社との 特 別 の 利害関係
1	大 宮 久 (おおみやひさし) 昭和18年6月9日生		当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 当社代表取締役副社長 当社代表取締役社長 当社代表取締役社長、 宝酒造株式会社代表取締役社長、 タカラバイオ株式会社取締役会長	419, 250株	なし
2	大 宮 正 (おおみやただし) 昭和25年3月18日生	昭和47年4月 平成12年2月 平成12年6月 平成13年4月 平成14年4月 平成14年6月 平成14年6月 平成17年6月 平成18年6月 平成24年6月	株式会社富士銀行入行 同行国際部参事役 同行退職 当社入社 当社経営企画室長 当社経営企画統括部長、 宝酒造株式会社常務取締役 当社取締役、 宝酒造株式会社常務取締役 当社代表取締役副社長、 宝酒造株式会社常務取締役 当社代表取締役副社長、 宝酒造株式会社専務取締役 当社代表取締役副社長、 宝酒造株式会社専務取締役 当社代表取締役副社長、 宝酒造株式会社表取締役	434, 150株	なし

事業報告

連結計算書類

候補者 号	氏 名 生 年 月 日	略 歴 お よ び 地 位 ●当社における担当 ・重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数	当社との 特 別 の 利害関係
3	柿 本 敏 男 (かきもととしお) 昭和25年8月9日生	昭和48年4月 平成15年4月 平成15年6月 平成16年6月 平成22年6月 平成22年6月 平成24年6月 平成24年6月 ・宝酒造株式会社代表取締役副社長、 宝酒造株式会社代表取締役副社長 当社代表取締役社長、 宝酒造株式会社代表取締役社長、 宝酒造株式会社代表取締役社長、 宝酒造株式会社代表取締役社長、	53, 000株	なし
4	中 尾 大 輔 (なかおだいすけ) 昭和28年10月25日生	昭和51年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成14年4月 宝酒造株式会社常務執行役員 平成16年6月 同社取締役兼常務執行役員 平成18年6月 同社常務取締役 平成21年6月 当社取締役、 宝酒造株式会社専務取締役 当社取締役、 宝酒造株式会社代表取締役副社長 現在に至る ・宝酒造株式会社 代表取締役副社長	31,000株	なし
5	仲 尾 功 一 (なかおこういち) 昭和37年6月16日生	昭和60年4月 平成14年4月 平成15年6月 平成15年6月 平成19年6月 平成21年5月 平成21年5月 平成21年5月 平成21年5月 中成21年5月 中成21年5月 中成21年6月 当社取締役、 タカラバイオ株式会社代表取締役社長 現在に至る ・タカラバイオ株式会社 代表取締役社長 ・宝生物工程(大連)有限公司 董事長	13, 000株	欄外(注) 3. 参照

候補者 号	氏 名生年月日	略 歴 お よ び 地 位 ●当社における担当 ・重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数	当社との 特 別 の 利害関係
6	伊藤和慶 (いとうかずよし) 昭和36年1月25日生	昭和60年4月 平成16年6月 平成16年6月 平成18年4月 平成18年4月 平成20年4月 平成20年4月 平成20年4月 平成20年4月 平成22年4月 平成22年4月 平成22年4月 平成22年4月 平成25年6月 平成25年7月 平成25年6月 平成25年7月 平成25	11,000株	欄外(注)
7	植 田 武 彦 (うえたたけひこ) 昭和15年4月3日生	昭和39年4月 第一工業製薬株式会社入社 平成2年6月 同社取締役 平成7年1月 同社常務取締役 平成10年6月 同社代表取締役社長 平成16年4月 同社取締役相談役 平成16年6月 同社相談役(平成20年6月まで) 平成19年6月 当社取締役、 宝酒造株式会社取締役 現在に至る ・宝酒造株式会社 取締役	1 000枠	なし
8	※木 村 睦 (きむらむつみ)昭和38年2月3日生	昭和60年4月 当社入社 平成14年4月 タカラバイオ株式会社取締役 平成16年6月 同社常務取締役 平成19年6月 同社専務取締役 平成21年5月 同社取締役副社長 平成21年6月 同社代表取締役副社長 現在に至る ・タカラバイオ株式会社 代表取締役副社長	23,000株	欄外(注) 3. 参照

候補者 号	氏 名生年月日	略 歴 お よ び 地 位 ●当社における担当 ・重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数	当社との 特 別 の 利害関係
9	※ 鷲 野 稔 (わしのみのる) 昭和30年4月23日生	昭和53年4月 当社入社 平成15年4月 当社法務グループ ジェネラルマネージャー 平成16年4月 当社法務部長、 宝酒造株式会社法務部長 平成18年4月 当社CSR推進部長、 宝酒造株式会社CSR推進部長 平成24年4月 当社総務部長、 宝酒造株式会社総務部長 平成25年6月 当社総務部長、 宝酒造株式会社執行役員総務部長 現在に至る ・宝酒造株式会社 執行役員		なし

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
 - 2. 「略歴および地位」ならびに「重要な兼職の状況」について 当社子会社の役職に関しては、当社の重要な子会社(事業報告1. (5)「重要な 子会社の状況」に記載)における重要な職務を記載の対象としております。
 - 3. 当社は、タカラバイオ株式会社に当社保有商標の使用を許諾しております。
 - 4. 当社は、THE TOMATIN DISTILLERY CO.LTDに金銭を貸し付けております。
 - 5. 植田武彦氏は、社外取締役候補者であります。同氏につきましては、その幅広い見識ならびにこれまでの経営者としての豊富な経験および当社の社外取締役としての経験が、当社の経営体制の一層の充実に有用であると判断し、社外取締役候補者としました。
 - 6. 植田武彦氏については、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の 規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。なお、同氏は、当社取締役 就任前、上記略歴欄に記載したとおり第一工業製薬株式会社の業務執行者でありました。 現在、同社は当社の子会社との間で取引がありますが、その規模は軽微(1百万円未満) なものであります。
 - 7. 植田武彦氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。
 - 8. 当社は、植田武彦氏との間で会社法第425条第1項各号の額の合計額を責任限度額とする 責任限定契約を締結しており、本議案において同氏の選任が承認された場合、当該責任 限定契約を継続する予定であります。
 - 9. 木村 睦氏は、平成26年6月24日をもってタカラバイオ株式会社取締役を退任する予定であります。

以 上

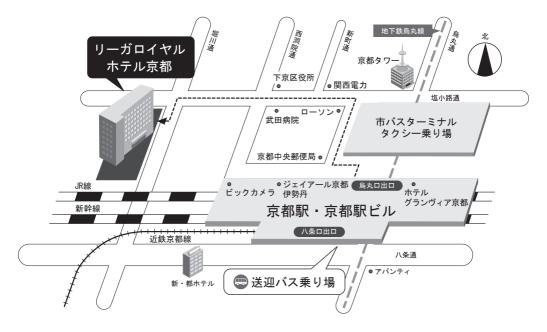
■定時株主総会会場ご案内図

会 場

京都市下京区東堀川通塩小路下ル松明町1番地 リーガロイヤルホテル京都2階「春秋の間」

交 通

京都駅烏丸口出口(市バスターミナル側)より塩小路通を西に歩いて約10分



※なお、京都駅八条口出口(新幹線口)付近からリーガロイヤルホテルまでの無料送迎バスサービスはございますが、輸送人員に限りがありますので、できる限り徒歩でお越しくださいますようお願い申しあげます。